

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
お休み、
翌日
から
翌日
の
翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による医療機関の変更(〃)

生活保護法による診療所等の廃止(〃)

保健医療機関等の指定(保険課)

国土調査の指定(農村整備課)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

◇ 告 示 平成五年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度)の実施

(人事委員会総務課)

平成五年度鳥取県警察官採用試験(高校卒業程度)の実施(〃)

告 示

鳥取県告示第六百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成五年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森医院	八頭郡河原町大字曳田一一七 一	平成五年五月二十五日
安梅医院	東伯郡関金町大字大鳥居二一 五	平成五年六月十日
平福薬局トピア 店	東伯郡東伯町大字徳万五五八 一	〃
三愛薬局	気高郡青谷町大字青谷四〇七 七	〃
ちず薬局	八頭郡智頭町大字智頭一五三 四	平成五年六月十五日
薬局山本	米子市河岡五八二一一	〃

鳥取県告示第六百四十一号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったの

で、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成五年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	変更年月日
医療法人社団小林門脇外科内科 院	境港市明治町一七〇	平成五年四月一日
渡部整形外科医 院	境港市上道町一九九〇	平成五年六月一日

鳥取県告示第六百四十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成五年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	廃止年月日
佐々木医院	八頭郡河原町大字中井二六二 一五	平成五年四月二十八日

医療法人社団足立産婦人科医院

倉吉市上井町二丁目一〇一七

平成五年五月十四日

伊達外科医院

鳥取市永楽温泉町三〇二

平成五年五月二十五日

安梅医院

東伯郡関金町大字大鳥居二一六

平成五年五月二十七日

Aコープ東伯薬局

東伯郡東伯町大字徳万五五八一

平成二年一月二十六日

ちす薬局

八頭郡智頭町大字智頭一六四二

平成五年五月三十一日

鳥取県告示第六百四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
宮崎内科医院	○鳥取市吉成二丁目二三一一	平成五年七月一日

宮崎歯科医院	鳥取市吉成二丁目二二一	六	〃
阿曾皮膚科クリニック	境港市上道町三三一八一	〃	〃
松田医院	日野郡日野町根雨二二九	〃	〃
鳥取県鳥取保健所	鳥取市江津七三〇	〃	平成五年七月十五日
谷口歯科医院	倉吉市昭和町一丁目二二	〃	平成五年七月十六日
中尾小児科医院	米子市西福原二〇一	〃	平成五年七月二十五日
入江医院	東伯郡東伯町大字下伊勢四三八	〃	平成五年七月二十八日
有限会社赤山薬局	境港市松ヶ枝町三一	〃	平成五年七月二十五日

鳥取県告示第六百四十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、次の調査を平成五年七月二十日国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成五年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	調査面積 (平方キロメートル)
米子市	米子市富益町の一部	平成五年七月二十日から 平成七年三月三十一日まで	〇・六八

鳥取県告示第六百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成五年七月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		前後	別		
上井北条線	倉吉市上井字宮ノ坪七五一一 二地先から同市上井字長泓一 九五―三地先まで	変更前	六・〇	一七・五	一六六・〇
		変更後	二二・五		
			四二・〇		一六六・〇

鳥取県告示第六百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、

次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成五年七月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 岳 次

路線名	区 間	供用開始の期日
上井北条線	倉吉市上井字宮ノ坪七五―一二地先から同市上井字長瀬一九五―一三地先まで	平成五年八月一日

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成5年7月30日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

1 試験の名称

平成5年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務	12名
学校事務	6名
警察事務	3名

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

一般事務にあつては知事の事務局等に、学校事務にあつては市町村立小・中学校又は県立学校に、警察事務にあつては警察本部又は警察署に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額131,900円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
一般事務	昭和47年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者

学校事務 警察事務	昭和45年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者
--------------	------------------------------

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）及び適性試験（多枝選択式）

(2) 試験の期日

平成5年9月26日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目112

鳥取県立米子西高等学校 米子市大谷町200

7 第二次試験

(1) 試験種目

作文試験、面接試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

(2) 試験の期日

平成5年10月28日（木）

(3) 試験の場所

鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成5年10月13日（水）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成5年11月12日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成6年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成5年8月2日（月）から同年9月2日（木）までの日。（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送による申込みは、平成5年9月2日（木）までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで。

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、72円切手をはった、おて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成5年7月30日

鳥取県人事委員長 牧 山 正 幸

1 試験の名称

平成5年度鳥取県警察官採用試験（高校卒業程度）

2 採用予定者数

8名

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として、給料月額148,900円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和41年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた男子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）及び作文試験

(2) 試験の期日

平成5年9月19日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220
鳥取県西部総合事務所講堂 米子市権町一丁目160

7 第二次試験

(1) 試験種目

面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査
なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成5年10月31日（日）及び同年11月1日（月）

(3) 試験の場所

鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成5年10月13日(水) (予定) に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎(鳥取市東町一丁目271)の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成5年11月12日(金) (予定) に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成6年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所、鳥取県警察本部警務部警務課、県内の各警察署、警察官派出所及び警察官駐在所等において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、

鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成5年8月2日(月)から同年9月2日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成5年9月2日(木)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7558)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、72円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基 準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千元(送料を含む。)】